

令和7年度文京区消費生活センター会計年度任用職員（消費生活相談員）募集要領

1 職 種 消費生活相談員

2 職務内容

- (1) 消費者相談業務
- (2) 消費者啓発のための出前講座の講師
- (3) 情報誌「くらしのパートナー」の作成業務
- (4) 消費生活に関する資料収集及び展示に関する情報提供
- (5) 出張講座および出張相談業務

3 応募資格

下記「11 留意事項」に記載の欠格条項に該当しない方で、かつ、以下の(1)及び(2)の条件を満たす方

- (1) 次に掲げるいずれかの資格を有する方
 - ① 消費生活相談員（国家資格）
 - ② 消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センター認定）
 - ③ 消費生活アドバイザー（一般財団法人日本産業協会認定）
 - ④ 消費生活コンサルタント（一般財団法人日本消費者協会認定）
- (2) パソコンの入力・操作のできる方

4 採用予定人数 1名

5 採用予定日 令和8年1月1日

6 勤務場所 文京区消費生活センター (文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター地下2階)

7 選考方法 一次審査：書類審査 二次審査：面接（一次審査合格者に対し実施する）

8 勤務条件

- (1) 雇用期間 令和8年1月1日から令和8年3月31日まで
(勤務成績により更新あり)
- (2) 身 分 文京区会計年度任用職員（社会保険制度あり）

- (3) 勤務形態 週 4 日 2 6 時間勤務
- (4) 勤務時間 午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで（休憩 6 0 分含む）
- (5) 報 酬 月額 2 3 3, 8 1 8 円（期末・勤勉手当、交通費支給）
- (6) 休暇等
 - ①年次有給休暇
 - ②夏季休暇
 - ③各種休暇制度

9 応募方法等 任用申込書を持参または簡易書留による郵送

- (1) 持参：平日午前 9 時～午後 5 時まで（土・日、祝を除く）
 - (2) 郵送：応募締切日必着
 - (3) 締切：令和 7 年 1 0 月 3 0 日（木）
 - (4) 任用申込書を作成する際の注意点
 - ①任用申込書はパソコン等を使用せず、自筆で記載してください。
 - ②募集要領中、3 の(1)に記載されている資格を証明するもの（認定証など）の写しを必ず添付してください。
- ※応募書類に記載されている個人情報、採用選考および選考後の手続きにのみ使用します。

10 選考スケジュール

- (1) 一次審査：書類選考
令和 7 年 1 1 月初旬頃に結果通知発送
 - (2) 二次審査：面接
一次審査合格者に対し実施
令和 7 年 1 1 月 7 日（金）または 1 0 日（月）、1 1 日（火）に実施予定
 - (3) 合格通知 令和 7 年 1 1 月中旬通知予定
- ※不合格者には結果通知とともに応募書類を本人宛に返却します。
- ※選考結果等に関する問い合わせには、一切応じられません。

11 留意事項

地方公務員法第 16 条に規定されている以下の欠格条項のいずれかに該当する場合は、当選考を受けることはできません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 文京区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

12 お問い合わせ・申込先

〒112-8555

文京区春日一丁目16番21号文京シビックセンター地下2階

文京区区民部経済課消費生活センター

電話03-5803-1105

(平日、午前8時30分～午後5時15分 土・日・祝・年末年始を除く)